

平成29年度 第1回台東区景観審議会

日時：平成30年3月28日（水）

11：00～11：51

場所：台東区役所4階 庁議室

午前 11 時 00 分 開会

1 開 会

2 委員の紹介

3 景観審議会会長挨拶

出席状況及び定足数の報告

定数 10 名のうち 6 名の出席

4 議 事〔報 告〕

(1) 台東区屋外広告物景観ガイドラインについて

会長 まず初めに、「(1) 台東区屋外広告物景観ガイドラインについて」、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局 では、台東区屋外広告物景観ガイドラインについて、資料 1 に基づいて御説明申し上げます。

台東区屋外広告物景観ガイドラインにつきましては、商業広告や店舗看板などの屋外広告物について、まちの景観との調和を図る観点から、より具体的な景観への配慮事項を定めるため、昨年度、本審議会にて報告いたしました屋外広告物の実態調査の結果や、区民、事業者の方、議会、学識経験者の委員の方々の意見を踏まえ、策定したものであります。

それでは、ガイドラインの内容について御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の A 3 横の資料 1 をごらんください。こちらを中心に説明いたします。資料の後ろには、先ほど申し上げましたガイドラインの本編をつけさせていただいておりますが、後ほどごらんいただければと存じます。

こちらの資料 1 につきましては、屋外広告物景観ガイドラインの内容の概要でございます。まず、A 3 の左側のほうから順に御説明いたします。

まず、項番 1 の「ガイドラインの対象・構成・地区区分等」になりますけれども、まずガイドラインの対象につきましては、屋外広告物のみならず、窓面の内側から表示された広告物ですとか、自動販売機などにもこのガイドラインを適用したいと考えております。

その下には、「ガイドラインの構成」というものを、主な構成を表にして記載させていただいております。まず、構成としましては、台東区共通の配慮事項、そして下に台東区の地図を記載させていただいておりますが、その中の、茶色の太枠で囲ったエリア、あるいは青色の太枠で囲ったエリアにつきましては、特に配慮すべき地区として屋外広告物の景観誘導に関する配慮事項を定めております。

次に、資料右側の項番2には「配慮事項」として、先ほど御説明しました地区の配慮すべき項目を記載しております。まず、一例を申し上げますと、真ん中の表に「中央通り」とくられた表とイラスト等があるかと思いますが、中央通りにはイラストで景観形成のイメージを載せさせていただいておりますが、上野・御徒町を通る中央通りですけれども、多種多様な広告物が配置されている状況でございます。そういった状況の中で、過剰な広告物の配置ですとか乱雑な配置というものを避け、景観への配慮あるデザインを目指すよう、このガイドラインに沿って誘導していきたいと考えております。その他、表には、「上野恩賜公園周辺、上野駅周辺」、「隅田川沿い」の誘導等についても記載させていただいております。

下の項番3の「運用と効果」について御説明申し上げます。まず、この屋外広告物ガイドラインを実際にどうやって運用していくかというところですが、これにつきましては、現在行っている事前協議の手續に沿って景観誘導を図っていきたいと考えております。現行のシステムを活用していきたいと考えております。右側の、運用後の効果というところのイメージでございますけれども、こういった景観誘導に、こちらも一例でございますが、イラストとして記載させていただいております。今後も、広告物の景観形成のイメージとして、大きさや色遣いについて、秩序あるものにしていきたいと考えております。

以上が、景観ガイドラインについて、記載内容と、こういった誘導あるいは効果を図っていくかという御説明を申し上げます。

続いて、後ろのA4縦の資料をごらんください。2枚物で、「「台東区屋外広告物景観ガイドライン」のパブリックコメントについて」、その後ろに「屋外広告物関係団体へのヒアリングについて」という資料をつけさせていただいております。

ガイドラインの作成に当たり、パブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントについては、3件の意見をいただいております。

まず、表の「意見」の一番上になるのですけれども、こちらにつきましては、ガイドラインを活用して景観誘導をぜひ図っていただきたいという意見をいただいております。そ

の他、下の2件につきましては、屋外広告物の設置等の規制について意見をいただいたというところでございます。回答については、表の右側「区の考え方」に示すとおりとなっております。

また、その後ろに、先ほど申し上げました「関係団体へのヒアリングについて」ということで、ヒアリングの結果を載せさせていただいております。ヒアリングにつきましては、昨年12月から本年3月において、7団体において実施したところでございます。ヒアリングの内容につきましては、ガイドラインの内容ですとか、景観に関する考え方、区への要望というものを聞いたところでございます。主な意見につきましては、事業者自身も景観への意識が高まっているということと、本ガイドラインを活用してその流れが加速できればいいなという意見と、事業者への周知については区も協力してほしい等々の意見をいただいたところでございます。ガイドラインの方向性ですとか内容につきましても、おおむね御理解いただいたというところでございます。

最後に、資料にはございませんが、今後これをどのように進めていくかというところでございます。本審議会に報告させていただいた後、広告関係団体等を通じて事業者へガイドラインの周知を図っていきたいと考えております。その後、5月ごろをめどに、このガイドラインを適用して、運用していきたいと考えております。

屋外広告物景観ガイドラインについての説明は以上でございます。

会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について御質問、御意見などがありましたら、お願いいたします。

では、私のほうから。このガイドラインを拝見したのですけれども、例えば18～20ページの「コラム」というところで、ワークショップをやられたり、下町塾をやられたりしている。なかなかこういうのをガイドラインの本に挟んでいる自治体は余りないので、これはどういう意図で、さらにそれがどういう効果があったか、教えてもらえますか。

事務局 今回は、コラムという位置づけで、今まで我々のほうで取り組んできた景観に関するワークショップというのを、平成14～15年あたりからずっと開催してありまして、そういった取り組みをやっているということを記載させていただきました。その中には、こういった屋外広告物について区民の方から、例えば「浅草ではこういうデザインがいいよね」とか「アメ横ではこういうデザインがいいよね」というのを、区の職員、区民の方、参加者の方と一緒に勉強したということ載せさせていただきました。その取り組みをまず載せさせていただいたということと、実は来年度以降も引き続きワークショップ

を開催していきたいと考えています。このガイドラインを策定いたしましたので、このガイドラインをもとに、また来年度にワークショップを開催して、参加者の方から意見をいただきたいなと思っております。

会長 具体的に、最後のほうの「わくわくする屋外広告物のある風景」とありますよね。例えばこれは、24ページの浅草六区とか、具体的には余り反映されていなくて、ここにはアール・デコも消えてしまっていて、景観配慮の、割と大きな景観の中での広告の話はいいのですけれども、商業的な「にぎやか感」というのが、いま一つ、どっちなのだが、にぎやかにさせたいのかがどうかがちょっと読めない感じが。印象ですけれども。

事務局 これまでのワークショップでは景観的な観点からまち並みを見てもらって、その中で屋外広告物を拾っていただいたという事例はあるのですけれども、実は29年度のセミナーにつきましては、屋外広告物そのものにフォーカスしようということで、屋外広告物を出す事業者側の立場と、それをつくる側の立場で、どうかというところで議論をさせていただきました。屋外広告物に特化した取り組みが初めてだったということもあったので、ちょっと広めに範囲を設定して、参加された方が取り組みやすいような形で、工夫してらせていただいたというところがございます。なので、ちょっと大きくりというか、ざっくりしたような形になったのかなと思います。

会長 でも、おもしろい試みだと思います。

委員 21ページの「エリアの位置図」というのを見ますと、不忍池周辺地区という、特に配慮すべきエリアという記述もあるのですけれども、これは後ろのほうの「特に配慮すべき水辺」というのには該当しないというふうに見えるのですけれども。私が思うには、今回のこの意味というのは、建築基準法とかそういうものは前提とした上で、「ボリュームは余り何も言いません。ただ、色とか形だけ、できるだけ気をつけてくださいね」というふうに見えるのですけれども、実は、不忍池というのは水辺としてとても大事なところで、上野公園と隣り合っていて、地形も上野公園のほうが高くなっていて、見下ろしたりできる。本郷のほうからも見下ろしたりできるというのがもともとはあったのですけれども、池の周りというのは結構広い通りがありますので、容積的には、今、2棟、3棟くらいかなりの超高層が建っています。そういう根本的なものを規制していくことによって不忍池というのが ニューヨークにセントラルパークというのがあるのですけれども、セントラルパークは十分広いので、公園の周りにびしっとビルが建ってもそんなに圧迫感はないのですけれども、不忍池の将来が、今の規制のままだと、狭いところなのにくるりと

ビルで囲まれてしまっている。特に今、公園と池の間のホテルとかが建ち並んでいるところは、ああいうふうにくるりと建てることができるということをわかっている人は当然、自分の持っている敷地から池を独占したいと思うと思うのです。そうすると、後ろ側の公園の人たちが見えなくなってしまうということからすると、色・形もいいのですけれども、容積的な規制とか高さの規制を本当に考えていけないといけないのではないかなと思っていて、水辺という観点から不忍池をもうちょっと頑張っただけで今後大事にできないかなと思っています。今建ってしまったのはもうしょうがないと思うのですけれども、今後の規制を強めていけば 土地を持っている人にとっても何かメリットがあるような、何らかのものを用意してやっていくということが大事ではないかと思っています。

会長 きょうは広告の話なので。今のお話は景観全体のイメージの話ですね。一応参考にしたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

委員 先ほど会長が言われたところを改めて見ていて、私も少し違和感を感じまして、恐らくこの部分は、かなり特徴的なまちなので、このまちであればこれでいいということなのだろうと思うのです。だから、その入れる位置がここでいいのかなというのがちょっと感じた部分で、それまでは全般的なことを言っていて、その後それぞれの地区へ行っていて、その後くらいの話なのかなという気はするのです。コラムの位置が。

会長 真ん中に入ってしまった。

委員 これは一番ディテールの部分の、本当にここだけだから許せるというものではないかなと。

事務局 これから最終的な構成に入りますけれども、どこまでできるかはちょっと、なかなか作り込んでいる部分があるのですけれども、次回ガイドラインを構成するときには考えさせていただければと思います。すみません。

副会長 24ページの「浅草六区地区の景観配慮イメージ」というところで、ほかのところの景観配慮イメージの記述だと四角で囲んでわかりやすく、例えば上野恩賜公園ですと「閑静な住環境にとけ込む店舗」とか、わかりやすくこういうのがあるのですけれども、浅草六区の景観配慮イメージのところだと、ちょっと記述がわかりにくい。先ほど会長もおっしゃっていたけれども、景観的にどんな地域を目指そうとして、それを広告物としてどういうふうに配慮するのかというのが端的に入るべきかなと思うのです。記述がここだけ周辺とちょっと変わっているところがあるので。

会長 ここだけ既にあるものに投げてしまっているのです。本当はちゃんとコメントがなければおかしい。

副会長 やはりコメントが入るべきかなと思います。それで、先ほどおっしゃったように、ここは難しいとは思うのですけれども、ただし、地区計画の中で、アール・デコも含めて幾つかキーワードがあって、そういうのと調和した、景観と賑わいの両立した景観づくり、広告物みたいな、そういうのは入るほうが読んでいてわかりやすいというか。多分、それを知らないとわからない。

会長 私たちは、いろいろとこの地区で結構苦労したので、ここは丁寧に扱ってほしい。

事務局 わかりました。それぞれの景観配慮イメージのところにはキャッチフレーズがあるのですけれども、ここだけはもう「広告景観形成」というガイドラインがあるので、そのまま記載させていただいたという部分がありますので、キャッチフレーズをとるところですよ。

副会長 わかりやすく。

事務局 はい。そこは工夫させていただきたいと思います。

会長 大体よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

(2) 景観重要建造物・景観重要樹木の指定について

会長 それでは次に、「(2) 景観重要建造物・景観重要樹木の指定について」、事務局から御説明をお願いします。

事務局 それでは、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について御報告させていただきます。

今年度は、指定に向けて、所有者の最終的な意向確認を行い、御同意いただいたものについて指定を行いました。

それでは、資料2をごらんください。改めまして、景観重要建造物及び景観重要樹木の目的と概要について御説明いたします。

目的は、地域の景観上重要な建造物または樹木について、景観重要建造物及び景観重要樹木に指定することにより、地域の個性ある景観づくりの核として、維持・保全及び継承を図ることとしてございます。

概要といたしましては、台東区景観計画において定めた指定方針に従って、景観法に基

づき指定を行うものでございます。区の指定方針では、建造物については台東区景観資源や登録有形文化財等のリストに掲載されているもの、樹木については区指定の保護樹木リストに掲載されているものについて、それぞれ、道路その他の公共の場所から容易に望見されるものを指定対象とすることとしております。

今回の指定におきましては、これらに該当するものを候補としてリストアップし、その中から所有者の同意を得られるものについて指定を行いました。また、指定された建造物や樹木につきましては、所有者へ適正に維持する義務が課せられるほか、外観を現状変更する場合には区長の許可が必要になるなど、現状の景観を維持するために一定の制限をかけるような内容となっております。

次に、指定までの経緯でございます。平成27年度の景観審議会におきまして、指定の候補の選定について御報告申し上げました。翌平成28年度には、所有者への内容説明や意向確認を行い、同年度の景観審議会において進捗状況の報告を行いました。その後、今年度は所有者の同意について最終確認を行い、同意がとれたものについて指定を行ったものでございます。

続きまして、指定の内容について御説明いたします。景観重要建造物については14件、景観重要樹木については11件に対し、平成30年3月20日付で指定を行いました。具体的な指定対象は別紙1のとおりでございます。一つ一つ説明しておりますと時間がございませんので、割愛させていただきたいと思っております。景観重要建造物につきましては、既に東京都の史跡に指定されているものが2件、国の登録有形文化財になっているものが12件。景観重要樹木は、全て区の保護樹木となっております。

最後に、今後の予定でございますが、景観重要建造物及び樹木につきましては、景観法の規定により指定した旨を表示する標識を設置いたします。めくっていただいて、別紙2をごらんください。標識については、来年度に作成を予定しておりますが、おおむねこのような内容で作成する予定となっております。標識ができ上がりましたら、所有者と協議の上、道路等の公共の場所から見やすいところに設置するように進めてまいります。

説明は以上でございます。

会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明について御意見、御質問などがありましたら、お願いいたします。

委員 今回初めて参加させていただきますので、前回の審議のときにかぶっていたら申しわけございません。今回、所有者の方に適正な維持・管理をするということなのですけ

れども、何か補助とか、そういうことはあるのでしょうか。

事務局 補助につきましては、景観重要樹木につきましては区のほうから1本当たり1万円、年度ごとに交付させていただいております、上限が10本までとなっております。景観重要建造物につきましては、国指定のものは国及び都から補助が出ます。模様がえとか、そういったことを行う場合ですね。都指定のものについては東京都及び区から補助がなされる、そういった状況でございます。

委員 年間1万円で、10本まで？

事務局 樹木につきましては。

委員 今回11本あるのですけれども。

事務局 失礼しました。10本といたしますのは、1カ所10本までということでございますので。

委員 もう1個いいですか。今回の指定に関しては、都とか区の指定されたものに関してだと思っておりますけれども、例えば区独自で今後指定していくという流れというのは、どうなのですか。

事務局 指定方針の中にもございますように、区の景観資源というものが対象になってございますので、委員の意見等を参考にして今後進めてまいりたいと思います。

委員 ありがとうございます。

会長 そのほかいかがでしょう。

委員 今のに続いて、今回初めてということで大変喜ばしいことなのですけれども、ちょっと参考までに、ほかの自治体でもう10年以上前にこういうことをやっていて、そうすると10年後の審議会で「今度この住宅が取り壊しになります」とか「木が切られます」みたいな報告が上がってくるということを経験した身としては、やはりそういったことも考えなくてはいけない。そのために補助という話があるのですけれども、やはり補助の出し方を今から少しずつ考えていって、建築物であれば、活用されながら保存ということがいいと思いますので、活用のためであれば少し補助が出るとか、何か台東区らしい補助のあり方みたいなこともこれから考えていけたらいいのではないかなという意見でございます。

会長 ありがとうございます。

委員 私も以前の経緯をよく知らないのですが、2年ほど前から協議されてきているみたいなのですけれども、景観重要樹木を選定されている基準がまだよくわからないのです。例

えば、これは写真だけなのでどういう状況かはわかりませんが、6番のサンゴジュがありますよね。これは樹形としてはそんなにきれいではないのですけれども、どういう経緯でこれが選定されたのか。これに指定されると「外観を現状変更する場合は」ということなのでも、この状態で維持しようということなのかというのが逆に疑問なのでも。

事務局 6番のサンゴジュについてですけれども、指定になった理由でございますが、文学者の幸田露伴が約2年間住んだ旧宅跡に植わるものだそうでございます。ということで、幸田露伴がお住まいになったときの面影を継承したという歴史的経緯で指定されたものということになっております。樹形等につきましては、委員の御指摘も踏まえて、今後研究させていただければと思います。

委員 わかりました。そういう由緒があるということだとわかりますけれども、普通に見ると、どうしてなんだろうと思ったものですから。

会長 では、私のほうから。

台東区さんの景観重要建造物の指定方針は、登録有形文化財とか東京都選定歴史的建造物を基本的にベースにするということで行くと、だんだんなくなってしまいますよね。総量は決まっているわけだから。ほかの自治体では、自主的にオーナーが手を挙げればそういう重要建造物になるのですけれども。この方針というのは、とりあえず緩やかなのかね。このままこれで行くと、もう余りなくなってしまうと思うのですけれども。というのが1つです。

それから、樹木のほうは、群でもいいわけですよね。ほかの自治体では、ツツジの群とか。隅田川の桜とか、そういうのは最初に来るのではないかなと思うのだけれども、そういう議論はあったのでしょうか。

事務局 まず、第1点でございますが、今後の指定についてですけれども、会長の御指摘のような形で、緩やかなものがどうかということでございます。考え方については、あくまでも方針でございますので、運用に当たっては柔軟に考えてまいりたいと思っております。

会長 実際、ほかの自治体では、規制がかかってしまうので、みんな手を挙げないのですよね。そういう意味では、先ほどの補助金みたいな、あめの部分を用意してあげて、できるだけ指定していくようにされたほうがいいと思います。

事務局 わかりました。

あと、2点目の、隅田川みたいな群生のものについてどうかということでございます。あくまでも今回の景観重要樹木については、第1回ということで、範囲を限らせていただきました。今後こういったような議論を頂戴しながら、制度自体がよく生かされるように進めてまいりたいと思います。

委員 建物も樹木も、区で持っているものとかだったら維持は簡単だけれども、民間が持っているものだから、できるだけ残してもらおうようにという意図で決めているというふうに前に聞いたような気がしたのですけれども、そのあたりはいかがなのでしょう。

事務局 委員のおっしゃるとおりでございます。こういったもので指定することで各方々も矜持を持っていただいて、樹木については、ごく少額ではございますが、こういった形で助成をしているということです。

景観重要建造物につきましても、同様な形で補助等がございますので、そういったものを御案内して、維持・保全をお願いしようと思っております。

委員 わかりました。

会長 ほかはいかがですか。

では、もう一回私から。この最終的な広報はどうされるのでしょうか。こういう制度でこういうものを決めたとこののを、できるだけ区民の方に知らせていくとか。

事務局 委員が御指摘のように、こういったものを一旦きちんと指定しましても、広報がないと啓発がなされませんので、今後、CATVとかその他メディアを使いましてPRしてまいりたいと思います。

会長 そろそろよろしいでしょうか。 はい。

(3) 第2回台東区景観まちづくり賞について

会長 それでは次に、「(3) 第2回台東区景観まちづくり賞について」、事務局から御説明をお願いします。

事務局 では、第2回景観まちづくり賞について御説明申し上げます。資料3をごらんいただきたいと思います。

景観まちづくり賞の目的でございますが、台東区の景観形成に寄与していると認められる建築物や活動を表彰することにより、区民及び事業者の景観に対する意識の向上と良好な景観形成の推進を図るものでございます。

概要でございます。建築部門、リノベーション部門、活動部門の3部門を設定いたしま

した。建築部門については、おおむね5年以内に竣工し、優れた景観を創出したと認められる建物。リノベーション部門につきましては、昨年の審議会の御議論をいただきまして新たに設けたものでございますが、おおむね5年以内に竣工、優れた景観を創出したと認められる建築物の改修ということでございます。の活動部門は、継続的に景観の形成に寄与したと認められる優れた活動に対して表彰するといったものでございます。

4番の、募集要項でございます。別紙の「台東区景観まちづくり賞」のチラシをごらんいただきたいと思っております。今年度の応募期間でございますが、平成29年7月より9月29日までを期限にして応募を行いました。応募数でございますが、建築部門が13件、リノベーション部門が4件、活動部門が4件でございます。選考会につきましては、平成29年12月22日に開催してございます。この日に、一次選考、現地視察、そして最終選考まで実施させていただきました。

5番目の、受賞建築物及び活動についてでございます。2枚めくっていただきまして、「たいとうく景観まちづくりニュース」をごらんいただきたいと思っております。

建築部門が2件でございます。対象は、東京国立博物館の正門プラザで、設計者は安井建築設計事務所でございます。もう1件のほうは、IKETEI VILLA、設計者は「みかんぐみ」さん。

リノベーション部門は、福嶋自宅、設計者は大澤彰治様。浅草雷門通り商店街アーケード、設計者は高安重一様と今知亮様。

活動部門は、谷中コミュニティ委員会、浅尾会長。台東区まちづくり協力員会、毛塚会長。それぞれの方が受賞してございます。

受賞建築物及び活動を通じた啓発活動でございますが、「ニュースたいとう」、J:COMの11チャンネルというものがあまして、CATVなのですけれども、2月18日から2月24日まで放送させていただきました。

続きまして、写真パネル展でございますが、平成30年3月26日から3月29日ということで、庁舎1階ロビーで開催しております。ちょうど今、下で開催してございますので、もしよろしければ、ごらんになっていただければと思っております。そのほか、ゴールデンウィークの4月24日(火)から5月6日(日)まで、生涯学習センターの1階アトリウムで開催する予定でございます。

景観まちづくり賞につきましては、本当に委員の方々の御協力を頂戴いたしまして、終了することができました。この場をおかりいたしまして、改めて御礼を申し上げます。ど

うもありがとうございました。

報告は以上でございます。

会長 ただいまの御説明について御質問、御意見などがありましたら、お願いします。

委員 これも私は今までの経緯を余りよくわかっていませんけれども、部門が建築物と
いうか、「物」になり過ぎていないかというのがちょっと気になったところで、例えば、
地域というか、かわいといえますか、そういうものにもいいものがあるはずなのですけ
れども、建築物単体だけを見ているような気がして。これはもちろんあっていいと思うの
ですけれども、それにプラスして何か……。そうすると、応募形式はどうなるのだろうか
と。一般市民の方が推薦するという形になるのかもしれませんが、このまち並み
の景観がいいんだとか、そういうものもあっていいのではないのかなというのが一番思う
ところです。いろいろと詰めなければならないことはあると思いますけれども、そういう
視点があったほうが……。何かちょっと一つ抜けているような気がする。先ほどの景観重
要建造物・樹木も「物」なのですけれども、「物」ばかりでできているわけではないだろ
うなという気がしますので。印象です。

会長 昨年、私は審査員をやったのですけれども、このパンフレットの裏に、「地域特
性を活かし、周辺環境と調和した景観づくり」、「緑豊かな潤いのあるまち並みづくり」、
「歴史的、文化的な景観資源の保全に貢献しているものなど」ということで、基本的なま
ち並み、環境の中での建物のあり方というので、できるだけいいものを選ぼう、いわゆる
新建築のような建物の賞ではなくてとは心がけているのですけれども、この写真が単体っ
ぱく写っているのですね。建物の写真になってしまっている。

その辺、意見をお願いします。どうやって今回……。

副会長 今回の審査に関しましては、先ほどの応募要領に……。そういう意味では、審
査という段階にはもう応募してしまっているところもあって、これにのっとって行いまし
た。実は、最初の1回は建築部門とリノベーション部門が余り分かれていなかったとい
うところがありまして、2回目ということで、そこは少し広げようということで分けまし
た。

周辺とのまち並み等については、現地を視察して、周辺との調和というところを重要視
して見たのですけれども、今、委員がおっしゃるように、まち並み的なところまでは今回
は、応募と評価、両方あるかと思うのですけれども、そこまでには至っていないのは確か
だったと思います。ただ、選んだ物件については、委員の方々とすごくしっかり議論をし
て、大変まち並みにも貢献しているし、それぞれの物件で見ても非常にいいのを選べたの

ではないかとは思っています。

私からは以上です。

委員 確かに、まち並みということを見野には入れたのですけれども、先生がおっしゃったように「物」にフォーカスされているかもしれませんが、例えば、建築部門の2件目、IKETEI VILLA はちょっとマニアックな気もしたのですけれども、隣の建築物とかなり軒高とかをそろえながら、時代が違うので現代風に、ただやはり隣のビルを非常に意識して。こうやって隣、隣、隣とずっとやっていくとまち並みができるという、1点目、2点目というところも少し期待して選んだつもりですし、最後のリノベーションのほうのアーケードもまさに、アーケードですから複数の建築物を横断するような、もう少し遠目で撮った写真があってもよかったかもしれないのですけれども、そういった非常に難しいところを、浅草という切り口でこういうふうにしましたというところで、浅草らしさを醸し出しているのではないかということで、選ばせていただきました。

なので、本当に先生がおっしゃるように、まち並みに寄与している建築物ということになるのかもしれない、まち並みそのものというのは応募の中にはなかったというのがあるのですけれども、これからそういったことをどういうふうに評価していくかということ議論することはありかなと、今思いました。

会長 確かに、受賞作品を次の人たちはまた見るので、そこでちゃんとまち並みのほうにいかないと、また単体がかかり応募してくるというのはありまして、1回目はとにかく、言葉はあれですけれども、ひどいワンルームマンションタワーみたいなのが結構出てきまして、そういうのは外して行って選んだ経過があるのですけれども。そうでしたよね

委員 まち並みという観点からすると、突出しているのは外しましょうというふうにしましたよね。高さが突出しているとか。

会長 できるだけ応募する側にそういうふうにアピールしないと、とんちんかんなのが出てくる可能性がまだ残っている。

委員 そう考えると、色とか形だけではなくて、ボリュームもすごく大事ですよ。

会長 ボリュームというのは大事ですよ。スケールとかね。

委員 自然にできた、けどすごくいいものがあるということを知っていただくというのもありかなとは思っています。つくるばかりではなくて。設計者はいないかもしれないけれども、こういうのができたよというのが。

会長 そうすると、ぶわーっと広がってしまいますよ。

委員 そういう界限はところどころにあるような気はするので、それを評価するという
こともありではないかなという気がするのですけれども。

会長 それはどうやって応募してもらうのだろう。町内会が応募するのか、複数か。

委員 応募が難しいですね。

会長 誰が主体で応募するのか。

事務局 募集要項の記載の仕方も少し工夫して 今、建築部門・リノベーション部門
は、「過去5年以内に新築又は改修し、優れた……区内の建築物」と言ってしまう
すから、この書き方を変えることと、あと応募資格も「自薦または他薦」と書いてありま
すから、これも物を対象という意識になってしまうので、その辺ちょっと今後工夫させて
いただくようなことでいかがでしょうか。

会長 「建築物」と言い切ってしまうからね。

事務局 先生方からいただいた貴重な御意見をもとに、やはりこういった賞というもの
が年々よくなっていく、または注目されていく、新たな視点が出てくる、こういったもの
が出てくるとさらに盛り上がると思いますので、ぜひ参考にさせていただいて、次につな
げてまいりたいと思います。

会長 さらに言うと、新しく建てるオーナーに「こういう賞をもらうと、テナントが入
るいいビルだ」という、ある意味、得になるような見せ方というか、アピールの仕方はあ
ると思うのです。これから建てる人に対して。

それでは、以上で報告事項は一式終わりました。全体を通して何か御意見とか御質問と
か、次年度に向けたお話とかがありましたら、お願いします。

来年の審査員というのは、また誰か、ローテーションで変わるわけですか。

事務局 そうですね。委員の方々を2つに分けさせていただきましたので、ことしにお
願いした方は、来年はお休みという形で。

会長 ちゃんと継承されないと。

それでは、これで私のほうの議事進行は終わらして、そちらへ戻りたいと思います。
お願いします。

5 閉 会

事務局 本日はありがとうございました。

本日いただいた御意見等を踏まえ、今後も景観まちづくり事業を推進してまいりますので、よろしくお願いいたします。

次回の景観審議会の開催は、まだ決定しておりませんが、日程が決まり次第、御連絡申し上げます。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、平成29年度第1回台東区景観審議会を終了といたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございました。

午前11時51分 閉会